

出雲市介護人材確保・定着推進補助金交付要綱

(令和6年出雲市告示第361号)

改正 令和7年4月1日告示第224号 令和8年3月31日告示第218号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービスの提供体制の確保を目的とし、介護人材の確保及び定着を推進するために補助金を交付することに関し、出雲市補助金等交付規則(平成17年出雲市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条件不利地域 訪問サービス事業所からの距離や道路事情等の要因により、訪問サービスが十分に行き届いていない区域として市長が別に定める地域をいう。

(2) 訪問サービス 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年出雲市告示第489号)に規定する次のサービスをいう。

ア 法第8条第2項に規定する訪問介護並びに出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条に規定する訪問介護従前相当サービス及び訪問型サービスA

イ 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護

ウ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション

エ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(3) 訪問サービス事業所 訪問サービスを提供する事業所をいう。

(4) 通所サービス 法及び出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する次のサービスをいう。

ア 法第8条第7項に規定する通所介護並びに出雲市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条に規定する通所介護従前相当サービス及び通所型サービスA(市が指定する事業者が行うサービスに限る。)

イ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション

ウ 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

- エ 法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護及び法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (5) 通所サービス事業所 通所サービスを提供する事業所をいう。
- (6) 多機能系サービス 法に規定する次のサービスをいう。
- ア 法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- イ 法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービス
- (7) 多機能系サービス事業所 多機能系サービスを提供する事業所をいう。
- (8) 居宅介護支援事業所 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援及び法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援を提供する指定居宅介護支援事業所をいう。
- (9) ケアプラン 法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画、法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより居宅要支援被保険者等(法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)ごとに作成される計画をいう。
- (10) モニタリング 居宅介護支援事業所において、ケアプラン作成後から当該ケアプランに記載したサービスの提供が終了するまで行われるケアプランの実施状況の把握をいう。
- (11) 人工知能関連技術 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和 7 年法律第 53 号)第 2 条に規定する人工知能関連技術をいう。
- (12) 特定事業所 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書により、居宅介護支援のうち「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ若しくは加算Ⅲ又は「特定事業所加算(A)」を算定することの届出が出雲市へなされ、これらの加算のいずれかの算定が可能な居宅介護支援事業所をいう。
- (13) 介護保険事業所 法に規定する事業所(社会福祉協議会を除く。)をいう。
- (14) 留学生 在留資格「留学」で在留し、介護福祉士資格の取得を目指し介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思を有する、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在學生をいう。
- (15) 介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項に規定する都道府県知事の指定した養成施設(同項第 1 号から第 3 号までに規定するものに限る。)をいう。
- (16) 特定技能外国人 介護分野における 1 号特定技能外国人をいい、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 9 条第 3 項の規定により同法別表第 1 の 2 の表の特

定技能の項の在留資格(同項の下欄第 1 号に係るものに限る。)を決定された者であって、その特定技能に係る同号に規定する産業分野が介護分野(出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成 31 年法務省令第 6 号)本則第 1 号に掲げる介護分野をいう。)であるものをいう。

(17) 介護職員等 介護保険事業所に勤務する介護職のほか、介護現場で働く医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、事務職等をいう。

(18) 新規就労者 市内の介護保険事業所に契約期間の定めのない週 32 時間以上又は月 128 時間以上(育児又は介護等による短時間勤務制度を利用する場合は、週 30 時間以上又は月 120 時間以上)勤務する介護職員等又は介護保険事業所に実習、就労が可能な在留資格を持つ外国人が同項に掲げる時間を勤務する介護職員等として、令和 8 年 4 月以降に新たに雇用(当該介護保険事業所を運営する事業者)に直接雇用されていること。)された者をいう。ただし、以下に掲げる者を除く。

ア 介護保険事業所に新たに雇用された日の前 1 年以内に、市内で常勤の介護職員等として介護保険事業所に就労していた者

イ 法第 8 条第 1 項に規定する居宅療養管理指導又は福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に従事する者

ウ 介護保険事業所を運営する法人の法人運営に携わる役員、施設長、副施設長等の管理職員である者

エ 市に納付すべき税の滞納がある者

(補助対象者等)

第 3 条 補助対象者、補助内容及び補助金の額は、別表第 1 に定めるところによる。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、申請期日までに、介護人材確保・定着推進補助金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の添付書類及び申請期日は、別表第 2 に定めるところによる。

(交付の決定及び通知)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を介護人材確保・定着推進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をした場合においては、申請書を補助金の請求書とみなし、補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和7年4月1日告示第224号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日告示第218号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象者	補助内容	補助金の額
訪問サービス事業所を開設する事業者	(1)条件不利地域における訪問サービスへの助成 (2)常勤の訪問介護職員の新規雇用への助成	(1)訪問サービス事業所が、その所在地から条件不利地域の居宅まで5 km以上の移動距離となるサービス利用者に対して実施する訪問サービスの回数に次に掲げるいずれかの金額を乗じて得た額とする。 ア 5 km以上の移動距離となる場合は、1,000円を乗じて得た額。 イ 10 km以上の移動距離となる場合は、1,500円を乗じて得た額。 (2)市内に訪問介護事業所を開設する事業者で、当該訪問介護事業所において直近6か月に同一建物減算を算定していない事業者が、週32時間以上又は月128時間以上(育児又は介護等による短時間勤務制度を利用する場合は、週30時間以上又は月120時間以上)勤務する訪問介護職員(他職種と兼務する場合は訪問介護職員としての勤務時間の割合が半分以上を占めること。)を6か月以上雇用した場合、新たに雇用した職員1人につき20万円とする。同一法人において同一の者の雇用に対して1回を限度とする。 ※(1)(2)いずれも、令和6年4月以降に新たに実施、雇用したものを対象とする。
通所サービス事業	条件不利地域における通所サー	通所サービス事業所が、その所在地から条件不利地域の居宅まで5 km以上の移動距離となるサービス利用者に対して実施する通所

所を開設する事業者	ビスへの助成	サービスの回数に次に掲げるいずれかの金額を乗じて得た額とする。 ア 5 km以上の移動距離となる場合は、1,000 円を乗じて得た額。 イ 10 km以上の移動距離となる場合は、1,500 円を乗じて得た額。 ※令和 8 年 4 月以降に新たに実施したものを対象とする。
多機能系サービス事業所を開設する事業者	条件不利地域における多機能系サービスへの助成	多機能系サービス事業所が、その所在地から条件不利地域の居宅まで 5 km以上の移動距離となるサービス利用者に対して実施する多機能系サービスの回数に次に掲げるいずれかの金額を乗じて得た額とする。ただし、サービス提供月の日数を算定回数の限度とする。 ア 5 km以上の移動距離となる場合は、1,000 円を乗じて得た額。 イ 10 km以上の移動距離となる場合は、1,500 円を乗じて得た額。 ※令和 8 年 4 月以降に新たに実施したものを対象とする。
居宅介護支援事業所を開設する事業者	(1)条件不利地域における居宅訪問への助成 (2)人工知能関連技術を用いたケアプラン作成及びモニタリング実施への助成 (3)重点的に支援が必要な高齢者の支援への助成	(1)居宅介護支援事業所が、その所在地から条件不利地域の居宅まで 5 km以上の移動距離となるサービス利用者に対して実施するモニタリングの回数に次に掲げるいずれかの金額を乗じて得た額とする。ただし、同一の利用者へ複数回モニタリングを実施した場合においても、1 月につき 1 回を算定回数の限度とする。 ア 5 km以上の移動距離となる場合は、1,000 円を乗じて得た額。 イ 10 km以上の移動距離となる場合は、1,500 円を乗じて得た額。 (2)人工知能関連技術を用いたケアプラン作成及びモニタリング実施に係るそれぞれの経費(消費税及び地方消費税を除く。)の 2 分の 1 の額とし、次に掲げる区分に応じた金額を上限とする。なお、運用に必要とされる最低限の直接費を対象とし、水道光熱費等の間接費や設備の整備、購入等の初期費用については対象外とする。 ア 人工知能関連技術を用いたケアプラン作成に係る経費 (ア) 特定事業所 20 万円/年 (イ) その他 7 万円/年 イ 人工知能関連技術を用いたモニタリング実施に係る経費 (ア) 特定事業所 50 万円/年 (イ) その他 10 万円/年 (3)市内に居住している利用者のうち以下のいずれかに該当するものの居宅介護支援費又は介護予防支援費を算定した場合、当該者 1 人に対し算定月につき 1,250 円とする。 ア 家族・親族や支援を得ることができる親しい知人(以下「家族等」という。)がいない。 イ 家族等はいるが、連絡がつかない状態にある。 ウ 家族等があり連絡はつくが、家族等から必要な支援を拒否されている。 エ 家族等があり連絡はつくが、本人が支援を拒否している。 ※いずれも、令和 8 年 4 月以降に新たに実施したものを対象とする。

<p>市内に介護保険事業所を開設する事業者</p>	<p>(1)留学生受入に係る経費への助成 (2)特定技能外国人受入に係る経費への助成 (3)常勤の介護支援専門員の新規雇用への助成 (4)介護支援専門員の資格取得研修等助成</p>	<p>(1)介護福祉士養成施設における留学生の受入れに係る経費(学費、入学準備金、就職準備金、介護福祉士試験受験対策費用及び居住費などの生活費のうち消費税及び地方消費税を除いた費用)の2分の1以内の額とする。(助成金上限1人当たり100万円。1名につき1回に限る。1,000円に満たない端数は切り捨てる。) (2)特定技能外国人の受入れに係る経費(渡航費用(往路)等、取次費用、健康診断費用、渡航前・入国後講習等費用、外国人労働者保険、その他受入れに要する費用のうち消費税及び地方消費税を除いた費用)の2分の1以内の額とする。(助成金上限1人当たり20万円。1名につき1回に限り、1事業者につき1年度当たり5名を上限とする。1,000円に満たない端数は切り捨てる。) ※(1)(2)いずれも、令和6年4月以降に新たに外国人介護人材を受け入れたものを対象とする。また、補助対象経費の全部又は一部に他の補助金及び貸付金等が支給されている場合は、支給された補助金等を差し引いた経費の2分の1の額とする。 ※(1)の補助金の額については、就労時に助成金額の2分の1に相当する額を交付決定し、6か月以上雇用した場合には、助成金額の残額を交付決定する。(2)の補助金は、6か月以上雇用した場合に交付決定を行う。 (3)介護支援専門員の配置を要する介護保険事業所(居宅介護支援事業所においては、直近6か月に事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上の居宅介護支援を行う場合の減算を算定する事業所を除く。)で、週32時間以上又は月128時間以上(育児又は介護等による短時間勤務制度を利用する場合は、週30時間以上又は月120時間以上)勤務する介護支援専門員(他職種と兼務する場合は介護支援専門員としての勤務時間の割合が半分以上を占めること。)を6か月以上雇用した場合、新たに雇用した職員1人につき20万円とする。同一法人において同一の者の雇用に対して1回を限度とする。 (4)介護支援専門員の資格取得研修等に係る経費(実務研修受験試験に合格した者が資格を取得するために要した実務研修費、主任介護支援専門員研修費、介護支援専門員更新研修費等)とする。なお、助成金の上限は各研修1人当たり5万円とし、介護支援専門員の配置を要する介護保険事業所が経費を負担する場合に限るものとする。 ※(3)(4)とも、令和8年4月以降に新たに実施、雇用したものを対象とする。</p>
<p>市内の介護保険事業所に就労する者</p>	<p>新規就労者奨励</p>	<p>(1)市内の介護保険事業所へ介護職員等として就労した日から起算して6か月勤務(同一事業者内の市内に所在する別の介護保険事業所を含む。)した場合、15万円とする。 (2)(1)の交付を受けた者が、継続して同一の介護保険事業所で介護職員等として、就労した日から起算して24か月及び36か月勤務(同一事業者内の市内に所在する別の介護保険事業所を含む。)した場合、それぞれ15万円とする。 ※(1)(2)いずれも、交付対象者1人につき、1回を限度とする。</p>

別表第2(第4条関係)

補助対象	添付書類	申請期日
------	------	------

者		
訪問サービス事業所を開設する事業者	<p>(1)条件不利地域における訪問サービスへの助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス等実施報告書(別紙2) <p>(2)常勤の訪問介護職員の新規雇用への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績報告書(別紙3) ・就労継続証明書(別紙5) 	<p>(1)サービス提供月から1年後の末日まで。(サービス提供した月の2月後から申請することができる。)</p> <p>(2)雇用されてから6か月経過した日から起算して1年を経過する日まで。</p>
通所サービス事業所を開設する事業者	<p>訪問サービス等実施報告書(別紙2)</p>	<p>サービス提供月から1年後の末日まで。(サービス提供した月の2月後から申請することができる。)</p>
多機能系サービス事業所を開設する事業者	<p>訪問サービス等実施報告書(別紙2)</p>	<p>サービス提供月から1年後の末日まで。(サービス提供した月の2月後から申請することができる。)</p>
居宅介護支援事業所を開設する事業者	<p>(1)条件不利地域における居宅訪問への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス等実施報告書(別紙2) <p>(2)人工知能関連技術を用いたケアプラン作成及びモニタリング実施への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工知能関連技術を用いたケアプラン作成及びモニタリング実施に関する届出書(別紙7) ・請求書等経費の内訳が確認できる書類 ・領収書等支払が確認できる書類 <p>(3)重点的に支援が必要な高齢者の支援への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート等利用者の該当が確認できる書 	<p>(1)サービス提供月から1年後の末日まで。(サービス提供した月の2月後から申請することができる。)</p> <p>(2)別紙7については、年度当初、又は該当するシステム若しくはサービスの導入(変更)時。なお、別紙7におけるモニタリング実施について、人工知能関連技術を用いた電話連絡サービスを記載して届出されている場合については、当該サービスを総合事業実施要綱別表第2(第8条関係)に規定する市長が適当と認める電話連絡サービスとみなすことができる。その他の書類は補助金の交付申請日の属する年度の末日まで。</p> <p>(3)補助金の交付申請日の属する年度の末日まで。</p>

	<p>類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付管理票等該当利用者のケアマネジメント料の算定実績が確認できる書類 	
市内に介護保険事業所を開設する事業者	<p>(1)留学生受入に係る経費への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続証明書(別紙5) ・ 補助金額算定調書(別紙6) ・ 経費の内訳が分かる書類 <p>(2)特定技能外国人受入に係る経費への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続証明書(別紙5) ・ 補助金額算定調書(別紙6) ・ 経費の内訳が分かる書類 <p>(3)常勤の介護支援専門員の新規雇用への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続証明書(別紙5) ・ 勤務実績報告書(別紙3) <p>(4)介護支援専門員の資格取得研修等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員実務研修受講試験に合格したことが分かる書類 ・ 介護支援専門員実務研修等の受講が修了したことが分かる書類 ・ 受講料及び教材費等の領収書の写し 	<p>(1)就労時の申請については、雇用されてから1年を経過する日まで。</p> <p>6か月経過後の申請については、雇用されてから6か月経過した日から起算して1年を経過する日まで。</p> <p>(2)雇用されてから6か月経過した日から起算して1年を経過する日まで。</p> <p>(3)雇用されてから6か月経過した日から起算して1年を経過する日まで。</p> <p>(4)研修を修了した日から起算して1年を経過する日まで。</p>
市内の介護保険事業所に就労する者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書兼同意書(別紙4) <p>※初回申請のみ必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続証明書 	<p>雇用されてから6か月、24か月、36か月を経過した日から起算して1年を経過する日まで。</p>

	(別紙5)	
--	-------	--

様式第1号(第4条関係)

介護人材確保・定着推進補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

介護人材確保・定着推進補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]